

2025年3月11日

協定校各位

島根大学国際センター長  
片岡 佳美

令和7年度（2025年度）大学推薦による国費外国人留学生  
（日本語・日本文化研修留学生）の募集について（通知）

平素より、両学の交流の発展につきましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省が奨学金を助成する2025-2026年日本語・日本文化研修留学生の募集について、概要をお知らせします。詳細は、文部科学省が作成している「2025年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）募集要項」を参照願います。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

#### 1. 奨学金の内容

- ①奨学金給付月額：117,000円
- ②渡日・帰国旅費支給（国際線のみ）

#### 2. 推薦可能数

貴学にて日本語・日本文化を専攻している学部生1～2名を推薦してください。  
（副専攻は対象外）

#### 3. 島根大学への書類提出期限

2025年3月25日（火）

#### 4. 島根大学への提出書類

- (1) 『日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書』（様式あり）
- (2) 『日本語教員所見』（様式あり）
- (3) 申請者の日本語能力を示す証明書等（JLPT N2以上）
- (4) 『個人調査票』（様式あり）
- (5) 『エッセイ』（様式あり）

※手書きの日本語ではっきりと書いてください。

- (6) 学部長もしくは学科長から本学学長（大谷 浩）への推薦状
- (7) 成績証明書（日本語または英語訳を添付してください）
- (8) 在学証明書（日本語または英語訳を添付してください）
- (9) パスポートの写し
- (10) 写真2枚

（最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し、1枚を申請書所定の場所に貼付のこと。）

- (11) 日本語学習期間が1年以上と証明できる書類

#### 5. 応募資格・条件

- (1) 他大学との重複申請はできない。応募者は、必ず島根大学を通して申請書を提出すること。また、大使館推薦や日本学生支援機構（JASSO）奨学金への併願及び他団体が支給する奨学金との併給はできない。

- (2) 採用決定後、他大学への転学は認められない。
- (3) この奨学金は、現在日本国外に在住し、2025年10月1日から2026年8月31日までの11か月間、島根大学にて日本語・日本文化の学習を継続することを希望する学生を対象として支給されるものである。
- (4) 国籍もしくは市民権：申請者の国籍は、在籍大学のある国に属していなければならない。
- (5) 年齢：1995年4月2日から2007年4月1日までに出生した者
- (6) 学生の身分：渡日から帰国までの間、母国の在籍大学において学部生として在籍していなければならない。
- (7) 専攻分野：申請者は、在籍大学において学部生として日本語・日本文化を専攻していること。
- (8) 日本語能力：申請者は島根大学での授業を履修するにあたり、十分な日本語能力を有していること。また、2025年4月時点で、在籍大学において1年以上の日本語・日本文化の学習経験がなければならない。そして、島根大学が開講する「日本語・日本文化研修プログラム」を修了する能力と意欲があり、努力ができること。
- (9) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献すること。
- (10) 卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の向上に努めること。

#### 6. その他留意事項

- (1) 島根大学から文部科学省へ推薦しても必ず採択されるとは限りません。
- (2) 候補者選考の過程で、申請者の日本語能力確認のため、必要に応じて申請者にインターネットインタビューを行う場合があります。
- (3) 2025年秋入学の私費交換留学生の募集は、別途送付します。本奨学金推薦候補者に選ばれなくても、私費交換留学生として島根大学への留学は可能ですが、交換留学生の年間派遣人数に含みますのでご承知置きください。  
また、各大学からの本奨学金への推薦可能人数は、学部生1～2名のみですので、併せてご留意ください。
- (4) 島根大学への留学期間中は、授業期間内の島根大学以外のプログラム（授業・研修・旅行等）への参加は許可しません。
- (5) 留学期間終了後に、帰国・貴学への復学が確実でない学生は推薦しないでください。  
ただし、貴学に復学したうえでダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学修を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しません。その場合、帰国旅費は支給しません。
- (6) 日本での留学に充分耐えうる健康状態のものを推薦してください。  
健康診断書の提出を求めないこととしておりますが、島根大学が健康状態を確認する必要があると判断した学生には、後日健康診断書の提出を求める場合があります。
- (7) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意してください。
- (8) 指定された期間の最終日までに渡日できない場合は採用を辞退します。

本件に関する照会先

山本 麻美

島根大学国際課留学生交流担当

690-8504 島根県松江市西川津町 1060

電話: +81-852-32-7023, Fax: +81-852-32-6481

E-mail: ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp